

船舶法（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ① 手続名 : 船舶の変更登録及び船舶国籍証書の書換申請
② 手続根拠 : 船舶法第6条ノ2、船舶法第10条及び第11条
③ 手続対象者 : 船舶所有者
④ 提出時期 : 変更の事実を生じた日から2週間以内
⑤ 提出方法 : 申請書に必要な書類を添付のうえ、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。

- ⑥ 手数料 : (所有者の変更登録) 6,700円
(船籍港の変更登録) 13,500円
(その他の変更登録) 6,700円
(船舶国籍証書の書換) 4,500円 (英語併記の場合
7,500円)

※オンラインによる申請手続きの際の手数料額は、別途お問い合わせください。

- ⑦ 添付書類・部数 : (所有者の変更) 船舶登記簿謄本（登記事項証明書）、抄本又は登記済証 1通
(船籍港の変更) 変更の事実を証する書面 1通
(総トン数の変更) なし
(その他表示事項の変更) 臨検調査書 1通
<船舶登記簿の表題部（船名、船籍港、総トン数等）に変更が生じる場合>
・法務局へ嘱託する際の登録免許税1,000円
・返信用封筒及び切手（法務局発行の嘱託書副本（登記済証）を希望する場合に限る）
- ⑧ 申請書様式 : 船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書
⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- | | |
|-----------------------|--------------|
| 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 011-290-2771 |
| 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 022-791-7516 |
| 関東運輸局海上安全環境部監理課 | 045-211-7222 |
| 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 | 025-285-9158 |
| 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 052-952-8021 |
| 近畿運輸局海上安全環境部監理課 | 06-6949-6423 |
| 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 | 078-321-7052 |
| 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 082-228-8794 |
| 四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 087-802-6825 |
| 九州運輸局海上安全環境部監理課 | 092-472-3173 |
| 沖縄総合事務局運輸部船舶職員課 | 098-866-1838 |
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

3. 手続情報

- ①審査基準 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ②標準処理期間 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による